

威鉄砲拝借證文 右拝借權之丞(印)、預人源右衛門(印)、預人元右衛門(印)、預人正右衛門(印)、預人善助(印)、預人仁右衛門(印)、預人惣助(印)、百姓代市右衛門(印)、組頭彦兵衛(印)、名主權之丞(印)→北條雄之助様御役所	天保13年寅4月29日	豎長・1冊	C-401-1
威鉄砲拝借證文 高井郡中野村拝借人彦之丞、同断大三郎、同断元右衛門、同断金右衛門、同断六右衛門、同断、善助、同断仁右衛門、同断惣助、右村百姓代清左衛門、与頭彦兵衛、年寄兼与頭嘉右衛門、名主權之丞→大草太郎右馬様中野御役所	文化15年寅正月	豎長・1冊	C-401-2
(鉄砲預人書上)		断簡・1枚	C-401-3
地所貸渡シ申一札之事 普代組地所貸人利惣次、同借人長右衛門→村御役人衆中	天保14卯11月	豎紙・1通	A-174-1
奉差上一札之事(所持地質入の条件確認) 質置主又兵衛、質取主仁平、立合平八→名主權之丞様	天保13亥5月	豎紙・1通	A-174-2
乍恐以書付奉願上候(無宿常元破牢のところ、未だ行方相知れ申さずに付お届のこと) 高井郡中野村牢守穢多孫右衛門→森親之助様御役所	天保13年寅9月23日	堅切紙・1通	B-21
御尋二付奉申上候(穢多頭有無尋につき牢守孫右衛門の役割説明) 高井郡中野村百姓代市右衛門、ほか村役人3名→森親之助様御役所	天保13寅年10月	豎紙・1通	A-20
乍恐以書付奉願上候(商貸滞出入に付、相手方呼出勘定済方仰せ付けのこと) 中野村百姓紀平治→森親之助様中野御役所	天保13年寅12月	豎継紙・1通	B-153
質物相渡申地方之事(水車建家間数改代金請取につき) 地主俊平、請人松川与惣兵衛、立会伝左衛門→西町清之助殿	天保14年卯12月	堅切継紙・1通	B-297
證文写 高井郡中野村儀右衛門(印)→	天保13年寅12月	豎長・1冊	C-409
乍恐以書付奉願上候(宮田村百姓養子離縁に付、借用した金子返済する様仰せ付けのこと願) 願人栄助→中野御役所 151-1~2は旧封筒一括、写	天保13年寅12月15日	豎継紙・1通	B-151-1
覚(金25両内金六両受取) 151-2は151-1に挟込		横切紙・1通	B-151-2
乍恐以書付奉願上候(真田領佐野村百姓儀八の中野村人別送手続につき) 高井郡中野村百姓代市右衛門、組頭彦兵衛、同清左衛門、名主權之丞→森親之助様御役所 下書	天保14卯年6月	豎紙・1通	A-129
乍恐以書付奉願上候(当村借地人倅幸作身分お尋ねにつき回答) 高井郡中野村名主權之丞→中野御役所 文書端に破れ	天保14卯年6月	豎紙・1通	D-529
奉差上為取替済口証文之事(高井郡中野村日蓮宗鈴泉寺・同村百姓との貸地取戻一件二付、内済のこと) 下書		豎継紙・1通	B-40-1
(貸地取戻一件二付、立入人一同連印のこと) 下書		堅切紙・1通	B-40-2
(貸地取戻一件二付、熟和納得の上内済のこと) 折疊一括		豎継紙・2通	B-40-3
乍恐御書付等日延奉願上候(貸地取戻一件二付、吟味猶予の日延願のこと) 五市右衛門、六清左衛門、七權之丞、沓鈴泉寺、式与吉、三源次、四又兵衛代平八→御役所	天保14年卯7月	堅切紙・1通	B-40-4
乍恐以書付御日延奉願上候(借地操戻一件二付、鈴泉寺より借地返還の日延願)	天保14年卯7月21日	堅切紙・1通	B-40-5

乍恐以書付奉願上候(借地取戻一件に付)		縦継紙・1通	B-40-6
差出申一札之事(借地請戻一件二付、内済のこと)		堅切紙・1通	B-40-7
差出申一札之事(借地請戻一件二付、内済のこと) 40-7と同文		堅切紙・1通	B-40-8
差上申済口証文之事(貸地引戻一件二付、熟談内済のこと) 中野村日蓮宗訴訟人鈴泉寺(印)、同断檀中惣代與吉(印)、同断源次(印)、同断惣右衛門(印)、相手方又兵衛病氣二付代平八、立入人善右衛門(印)、同断伝左衛門(印)、同断与兵衛(印)、同断又吉(印)、百姓代市右衛門(印)、組頭彦兵衛(印)、同断清左衛門(印)、名主権之丞(印)→森親之助様御役所 立会人千代太、伊兵衛の奥書あり	天保14年卯10月	縦継紙・1通	B-40-9
(貸地引戻一件二付、内済のこと) 下書、後欠	天保14年卯10月	縦継紙・1通	B-40-10
乍恐以書付御日延奉願上候(貸地引戻一件二付、熟談中のため日延願) 中野村日蓮宗訴訟方鈴泉寺、同断檀中惣代源次、同与吉、相手方又兵衛煩二付平八、市右衛門、清左衛門、権之丞→中野御役所	天保14年卯8月	堅切紙・1通	B-40-11
奉差上済口証文之事(貸地取戻一件二付、内済のこと) 高井郡中野村願人鈴泉寺、同村檀中惣代與吉、同断源治、同断惣右衛門、同村相手又兵衛病氣二付→森親之助様御役所	天保14年卯7月	縦継紙・	B-40-12
(貸地取戻一件二付、内済のこと)		堅切紙・2通	B-40-13
差出申一札之事(反物奪取一件の儀、私儀風聞不宜召捕の処、疑惑相晴れに付) 高井郡中野村親儀八、当人幸作、同村立入人伝左衛門、同断千代吉→同郡西条村作右衛門方下女おみかとの、同村主人作右衛門殿、同村名主喜兵衛殿 152-1~2は旧封筒一括	天保14年卯7月	堅切紙・1通	B-152-1
乍恐以書付奉願上候(高井郡西条村百姓下女木綿綿布奪取られ一件に付、中野村幸作を犯人と申立のこと心得違ひのため、差上の書付御下ヶ置のこと願) 高井郡西条村百姓作右衛門下女みか、主人作右衛門→森親之助様中野御役所 西条村組頭七郎右衛門、名主喜兵衛奥印あり	天保14年卯7月	縦継紙・1通	B-152-2
乍恐以書付奉願上候(郡中入用御減方による、御用状持運など中野村負担増の赦免願) 高井郡中野村百姓代市右衛門、ほか村役人3名→中野御役所	天保14卯年8月	縦継紙・1通	A-28
乍恐以書付奉願上候(高井郡中野村常楽寺質地出入に付、相手方召出質代受取の上質地并証文残らず相戻す様仰せ付けのこと) 高井郡中野村願人常楽寺、同寺且中惣代→ 写カ	天保14年卯9月	縦継紙・1通	B-154
乍恐書付を以奉願上候(旬後につき改革地方調中の稲刈許可願) 高井郡中野村百姓代市右衛門、組頭彦兵衛、同清左衛門、名主権之丞→森親之助様御役所	天保14卯年閏9月	1通	A-14
乍恐以書付奉願上候(金子滞出入に付、相手方に金子返金催促願) 願人長蔵(印)→森親之助様御役所	天保14年卯10月	切継紙・1通	B-76
拝借申金子証文之事(御役所拝借割渡金の連名借) 高井郡中野村拝借人儀兵衛、ほか5名→同郡松川村元右衛門殿、同郡中野村権之丞殿 借用人名の切取あり	天保14卯年11月	縦紙・1通	A-117
乍恐以書付奉願上候(水車稼年季切替願、写) 高井郡中野村水車稼人弥五左衛門→森親之助様御役所 村役人4名奥書あり	天保14卯年12月	縦紙・1通	A-100
乍恐以書付奉申上候(御改革に際し陣屋元村入念取締	天保年間カ)	縦紙・1通	A-66

につき) 下書			
乍恐以書付御届奉申上候(余業商品の木綿2反盗難) 高井郡中野村百姓九十郎→森親之助様御役所	天保15辰正月20日	堅継紙・1通	A-258-1
乍恐以書付ヲ御届ケ奉申上候(掛硯盗難) 中野新田町 百姓長蔵→高木清左衛門様御役所	弘化5申3月10日	堅継紙・1通	A-258-2
乍恐以書付奉願上候(病氣平癒まで説法などを法類の 寺へ頼みたき旨) 高井郡中野村如来寺大航→森親之丞 様御役所 村役人奥書あり	天保15辰年2月	堅紙・1通	A-108
差出申一札之事(越後より中野村へ入稼人の飯山城下 転出につき村送状差出願) 高井郡中野菩提所鈴泉寺、 水内郡飯山城下町人安兵衛、同郡同所代治郎→高井郡中野 名主権之丞殿	天保15辰年3月	堅紙・1通	A-124
差上申済口証文之事(取持之高辻地方不分明ニ付出訴 仕につき) 当所栗和田願人弥五左右衛門(印)、相手栄 治(印)、本家廣八(印)、同清兵衛(印)、親類小右衛門 (印)、同治兵衛(印)、立入人要蔵(印)、同千代島(印)→名 主権之丞殿	天保15辰年5月	堅切継紙・1通	B-199-1
乍恐以書付奉願上候(弁納金可差遣由申不分明故役元 ニ而相改候につき) 右願人弥五右衛門→森八左衛門様 御役所	天保15辰年5月	堅切継紙・1通	B-199-2
乍恐以書付奉願上候(御貸付金御主法替に付、金10両 御下ヶ切のため亡祖父心願永統願) 当御代官所信州 高井郡中野村組頭願人彦兵衛(印)、名主権之丞(印)→森八 左衛門様御役所 同内容の切紙挾込	天保15辰年6月	切継紙・1通	B-74
乍恐以書付奉願上候(嫁女離縁滞出入に付、離縁いた し荷物など残らず相戻すよう相手方御理解のこと) 右願人孫八(印)、差添儀兵衛(印)→森八左衛門様御役所 名主権之丞の奥書あり、75-1と同内容、一部修正箇所あ るため下書カ75-1~8は旧封筒一括	天保15辰年7月	切継紙・1通	B-75-1
乍恐以返答書ヲ奉願上候(中野村百姓より相掛り離縁 差滞出入に付、差紙頂戴のため返答のこと) 当御代 官所信州高井郡中野村之内栗和田組百姓弥五左衛門(印)、 組惣代差添人平兵衛(印)→森八左衛門様御役所 名主権之 丞の奥書あり	天保15辰年7月	切継紙・1通	B-75-2
乍恐以書付御訴訟奉申上候((嫁女離縁滞出入に付、離 縁いたし荷物など残らず相戻すよう相手方御理解の こと) 右願人孫八(印)、差添儀兵衛(印)→森八左衛門様 御役所 名主権之丞の奥書あり、75-1と同内容、一部修正 箇所あるため下書カ	天保15辰年7月	切継紙・1通	B-75-3
為取替内済一札之事(中野栗和田百姓離縁出入に付、 和談のこと) 空作(爪印)、利八(爪印)、前坂村勘蔵(爪 印)、水内郡袖の山村六左衛門、中野村七郎次→	天保11年子8月	切紙・1通	B-75-4
差出申一札之事(空作縁談差纏に付、離縁のこと日延 一札) 廣八(印)、作兵衛(印)、小左衛門(印)→清兵衛殿	天保13年寅10月	切紙・1通	B-75-5
為取替内済一札之事(中野栗和田百姓離縁出入に付、 和談内済のこと) 空作(爪印)、同断利八(爪印)、前坂 立会勘蔵(爪印)、水内郡袖の山村差立会六左右衛門(爪 印)、中野七郎次(爪印)→	天保11年子8月	切紙・1通	B-75-6
差上申済口証文之事(中野村百姓嫁女離縁滞出入に 付、熟談内済のこと) 高井郡中野村百姓訴訟人孫八、 同村之内栗和田組百姓相手弥五左衛門、同同断清兵衛、同 組惣代差添平兵衛、同郡夜間瀬村之内次ヶ川組取締役抜人 要蔵、同中野村同断千代吉、右村組頭市右衛門、同清左衛	天保15辰年8月	切継紙・1通	B-75-7

渡辺家/中野村名主

門→森八左衛門様御役所 端裏書「調合所」とあり、宛名の奥に「丸 丸 薬種 散 散 調合所」ともある			
差上申濟口証文之事(中野村百姓嫁女離縁滞出入に付、熟談内済のこと) 75-7と同内容のため下書カ、折畳一括		切紙・2通	B-75-8
乍恐以書付御訴訟奉申上候(離縁相成兼候につき) 訴訟人右願人孫八、差添儀兵衛→森八左衛門様御役所	天保15年辰7月	堅切紙・1通	C-360
乍恐以書付御愁訴奉申上候(飯売奉公の娘取戻につき駈込訴) 越後国城頭郡高田城下出雲町長藏煩二付代庄次郎→中野御役所 写	天保15辰年9月	1通	A-11
乍恐以書付御慈悲奉願上候(中野村郷宿半兵衛出入出張の節、御届不申上一夜帰宅のこと御宥免願) 中野村百姓代儀兵衛、組頭市右衛門、同彦兵衛、名主権之丞→森八左衛門様御役所	弘化2年巳2月	切継紙・1通	B-73
乍恐以書付御届奉申上候(惣門再建のため地形土搗を行う旨) 右鈴泉寺、日口→森八右衛門様御役所 名主奥書あり	弘化2巳年4月26日	堅紙・1通	A-106
乍恐以書付御届奉申上候(住職遷化につき看守兼帯届) 高井郡中野村法蓮寺看守説忍→ 名主奥書あり	弘化2巳年7月	堅紙・1通	A-107
乍恐以書付を始末方奉申上候(湯田中村入湯の折、今井村吉三郎金紛失一件のこと始末書並びに吟味取下願) 中野村名主権之丞→木村八右衛門様中野御役所 旧封筒200-1~3は一括。控。	弘化2年巳9月	切継紙・1通	B-200-1
乍恐□書付を始末方奉申上候(湯田中村入湯の折、今井村吉三郎金紛失一件のこと始末書並びに吟味取下願) 中野村名主権之丞→木村八右衛門様中野御役所 控。旧封筒200-1と同文。	弘化2年巳9月	切継紙・1通	B-200-2
金子紛失一件始末書(今井村吉三郎の金子紛失一件のこと始末書) 下書			B-200-3
差出申一札之事(宇八借財金80両片付方につき) 親類預り主傳左衛門、同断儀右衛門→組合惣代源兵衛殿、弥兵衛殿	弘化2巳年12月	堅紙・1通	A-76
送り状一札之事(すき御町友治女房ニ縁付参り候につき) 水内郡飯山上町組頭庄右衛門(印)→高井郡中野西町名主権之丞殿	弘化3年午2月	堅切紙・1通	C-367
覚(品代金書上) 権之丞→高木清左衛門様御役所	弘化3年午2月	堅切紙・1通	C-375-5
覚(買上初代金勘定) 高井郡草間村名主宗八煩二付代貞八、与頭差添伴四郎→高木清左衛門様中野御役所	弘化3午年4月	堅継紙・1通	A-193
乍恐書付を以奉御願上候(初売代金勘定出入に付、儀右衛門申し上げのこと) 高井郡中野村百姓儀右衛門→高木清右衛門様中野御役所 控。	弘化3年午4月	切継紙・1通	B-202
差上申一札之事(白袖買宿仕入残金差戻につき) 端裏書鉛筆書き	弘化3年午6月	堅切継紙・1通	B-290
差上申一札之事(女2人の身元保証) 和吉、女房妹つた、娘とよ、組合友右衛門→村御役人衆中様	弘化3午年7月日	堅紙・1通	A-125
差出申規定書之事(今般金井村に新堰堀立、用水に差し障り一件に付、八ヶ村用水組合小前惣代ら規定頼一札差し出しのこと) 更科村小前惣代嘉兵衛(印)、吉田村同伊左衛門(印)、若宮村同文藏(印)、西条村同硝助(印)、一本木村同久八(印)、上小田中村同小兵衛(印)、下小田中村同孫左衛門(印)、上竹原村同佐七(印)、下竹原村	弘化3年午8月	切継紙・1通	B-203

同次助(印)→小田中村村役人惣代善右衛門殿、吉田村同断吉左衛門殿 小田中村名主善右衛門の奥書あり。続けて同内容の「差上申願出之事」。			
八ヶ村水論出入雑用紙取立帳 中野村名主→	弘化3年午8月	豎長・1冊	C-407
乍恐以書付奉願上候(境内禁制札書替墨入願) 中野村日蓮宗鈴泉寺日□→高木清左衛門様御役所	弘化4未年5月	豎紙・1通	A-73
乍恐以書付奉願上候(中野村常楽寺除地高地不分明出入に付、相手方除地に拘らない様御理解のこと) 右願人常楽寺、日中惣代→高木清左衛門様御役所 72-1~6は旧封筒一括	弘化4年未6月	切継紙・1通	B-72-1
内済証文之事(中野村常楽寺除地杉ほか数十本伐木出入に付、和談内済のこと) 内済証文の下書きカ		切紙・1通	B-72-2
(常楽寺除地絵図面) 72-3~5は挟込一括		切紙・1通	B-72-3
(利左衛門絵図面)		切紙・1通	B-72-4
(常楽寺除地絵図面)		切紙・1通	B-72-5
乍恐以書付奉願上候(常楽寺除地伐木出入り付、相手方敵守御理解のこと) 右願人常楽寺、日中惣代→高木清左衛門様御役所	弘化4年未8月	切継紙・1通	B-72-6
乍恐以書附御届申上候(震災艱難につき祈祷執行) 中組神主惣代大宮司傳田越後→高木清左衛門様中野御役所	弘化4未年10月1日	豎紙・1通	A-68
乍恐書付を以奉願上候(先格通り医師山岸永仙へ御用始御料理下付願) 高井郡中野村名主権之丞→中野御役所	弘化5申年正月	豎継紙・1通	A-266
差出申一札之事(博奕、鉄砲・手鑓所持の吟味下につき以後御法度遵守の旨) 高井郡雁田村百姓富五郎、同人親類要左衛門、同人組合常次郎→中野村名主権之丞殿、同村郡中代市右衛門殿、柏原村名主徳右衛門殿、六川村名主善六郎	弘化5申年2月	豎継紙・1通	A-220-1
(博奕、鉄砲・手鑓所持の吟味下につき一札、下書)		豎紙・2通	A-220-2
為取替和談書之事(高井郡鳥田村出入に付、和談内済のこと) 高井郡鳥田村訴訟方惣代善重郎(印)、同常次郎(印)、同小清二(印)、同□之助(印)、相手方惣代右源太(印)、同勘之助(印)、吉之丞(印)、年寄宇一(印)、組頭利兵衛(印)、同平次右衛門(印)、名主金五郎(印)、百姓代小右衛門(印)、六川村立入人名主善□郎(印)、中野村同名主権之丞、郡中代同市右衛門、□原宿取締役同徳右衛門(印)、高井郡取締役同孫五右衛門(印)→ 継ぎ目に連印あり。	嘉永元年申4月	切継紙・1通	B-204-1
(表題欠損、双方和談につき除印のこと一札、鳥田村出入の件か) 裏に、旧封筒204-1で連印した人々の名前あり。前欠か。→ 裏に、旧封筒204-1で連印した人々の名前あり。前欠。		切紙・1通	B-204-2
乍恐書付を以奉願上候(村役人重立の御国恩冥加金30両献金願) 中野村百姓代儀兵衛、ほか4名→高木清左衛門様御役所	嘉永元年申6月	豎継紙・1通	A-235
乍恐以書付奉申上候(借家人御尋ねに付、回答のこと) 信州高井郡中野村名主権之丞(印)→高木得左衛門様御役所	嘉永元年申6月16日	豎切紙・1通	B-33
差出申一札之事(狂言を催した若者の吟味下につき以後厳重取締) 堀出雲守領分高井郡六川村名主善兵衛、当御支配所同郡松村新田名主平右衛門、ほか2名→高木清	嘉永元年申8月	豎継紙・1通	A-237

渡辺家/中野村名主

左衛門様御支配所中野村名主権之丞殿、柏原村名主徳右衛門殿 写			
乍恐書付以奉御訴申上候(出店次兵衛退出形付出入に付、訴状) 高井郡中野村訴訟人仁平治→高木清右衛門様御役所 旧封筒205-1~2は一括。	嘉永元年申11月	切継紙・1通	B-205-1
御尋附(出店次兵衛退出形付出入に付、口上書) 次兵衛→御役元様	巳8月	切継紙・1通	B-2
乍恐以書付奉申上候(八十八俵人別帳除帳の始末) 高井郡米持村百姓八十八、ほか2名→御役所	嘉永元申年12月	豎紙・1通	A-240
乍恐書付を以奉願上候(神変大菩薩勅会法事につき上洛許可願) 高井郡中野村本山修験願人胎蔵寺→高木清左衛門様中野御役所	嘉永2年酉正月	豎紙・1通	A-72
覚(遊女を引当に10両借用願) 拝借人・新吉原町町喜兵衛店遊女屋久次郎、ほか請人2名→水室御宮御貸附所御役人中様 「住吉や一条諸書付入」として包紙に転用	嘉永2年酉閏正月	豎紙・1通	A-112
差上申一札之事(松代領押真田村百姓喜市悴医師眞齋、温泉へ入湯に来る途中で酒に酔い、不届きを振る舞い、松代表に引き渡された件に付、取成方のこと一札) 安台 源司(印)→中野村名主権之丞殿 継ぎ目に印あり。	嘉永2年酉閏4月25日	切継紙・1通	B-206
乍恐以書付を奉歎願候(博奕で吟味中の借家人につき御吟味下げ願) 高井郡中野村百姓代儀兵衛、ほか村役人4名、同郡松川村百姓代五右衛門、ほか村役人2名→高木清左衛門様中野御役所 下書	嘉永2年酉12月	豎継紙・1通	A-230
乍恐以書付奉願上候(引湯樋筋の再普請許可願) 中野村百姓代儀兵衛、ほか4名→高木清左衛門様御役所	嘉永2酉年12月	豎継紙・1通	A-231
御継申頼一札之事(博奕者の御赦免につき役所への御緇願提出願) 中野町法運寺、蓮光寺、儀兵衛、利左衛門、富右衛門、長蔵煩二付千代吉→中野御村役人衆中様 村役人の役所宛「御緇書」とも	嘉永2酉年12月	豎継紙・1通	A-241
乍恐以書付御届奉願上候(中野村仁平次、上小田中村組み善右衛門下女に反物だまし取られに付、届書) 中野村願人平次(印)、差添千代吉(印)→高木清右衛門様御役所 継ぎ目に印あり。名主権之丞の奥書あり。	嘉永2年酉12月	切継紙・1通	B-207
三ヶ村立合場所佐負山御普請二付御預り御出役様御□迄道用取調覚書帳 □屋弥左衛門→ 中身白紙	慶応4年辰6月	横半長・1冊	C-369
六川五ヶ村御組合様御用御泊写 中野中町郷宿高野屋民右衛門→御惣代衆中様	慶応2年寅6月	横長・1冊	C-397
兵賦出不足并正兵其所下切相成候後金納其外仕訳書 中野御役所→江戸御役所	(慶応3)卯12月	□・1冊	A-79
差上申御請証文之事(無宿貸家吟味中に欠落した弥右衛門の件で内藤隼人正下知につき) 当元御代官所信州高井郡中野村百姓弥右衛門親類民左衛門、ほか2名→小林藤之助様御役所	天保9戌年2月9日	豎継紙・1通	A-177
覚(代金2朱余受取) 米屋新六(印)→ 551-1~10は全体がたたみこまれていた	辰4月3日	横切紙・1通	D-551-1
(穢多方へ逃込み、慶治親子ほかより打たたかれ数ヶ所疵負いのこと、吟味願) 中野村願人主和助→ 前欠	享和元酉年9月8日	豎紙・1通	D-551-2
(書状、昨日光臨喜悦のこと) 前後欠、継目剥離		横切継紙・1通	D-551-3
飯原友七郎様御長家入用(赤椀164文・飯櫃172文)		帳崩れ・1通	D-551-4

覚(千人前計272文受取) 相生や徳右衛門(印)→彙蔵様	4月3日	縦紙・1通	D-551-5
覚(中白米高代金計9貫456文書上) 中町幸介→西町林右衛門様	戌7月14日	帳崩れ・1通	D-551-6
(中野様ほか床敷・障子・らんまなど張替入用書上)	巳6月2日	帳崩れ・1通	D-551-7
覚(人足人名代金書上)		帳崩れ・1通	D-551-8
(上野四郎三郎様中野御役所宛済口証文) 願人安兵衛(印)、相手七兵衛(印)、加判人善右衛門(印)、同断七右衛門(印)→中野村名主林右衛門殿、坂井村名主清左衛門殿前欠、裏面書込あり		縦継紙・1通	D-551-9
(大徳寺一件につき本寺へお届) 高井郡片塩村名主伊右衛門、組頭清蔵、百姓代久蔵→同郡飯田村御本寺玄照寺様前欠	文化2年丑正月	縦紙・1通	D-551-10
差上申済口証文之事(箕作村御巢鷹持送り出入申合に付、済口証文案文) 双方連番→旧封筒209-1~2は一括。旧封筒38と関連か。	午5月24日	切紙・1通	B-209-1
差上申済口証文之事(箕作村御巢鷹持送り出入申合に付、済口証文案文) 箕作村巢守吉右衛門、名主、志久見村巢守、名主→中野村御役所 旧封筒38と関連か。	午5月25日	切紙・1通	B-209-2
(こより紐)		こより紐・1	C-327-0
乍恐以書付奉申上候(松代町一件につき) 右差添人百姓代文左衛門、右神田松永町紀伊国屋利八代甚四郎→寺社御奉行所様 端裏書「病氣御訴下書」	子9月11日	堅切紙・1通	C-327-1
乍恐以書付奉申上候(先達而より病気につき) 下書		堅切紙・1通	C-327-2
乍恐以書付奉申上候(風邪之躰にて相臥候につき) 右差添人文左衛門、右神田松永町紀伊国屋利八代甚四郎→寺社御奉行所様		堅切紙・1通	C-327-3
覚(酉年貸金利足6兩3分余中野村権之丞分受取) 杉茂兵衛手附下又一(印)→	酉12月晦日	堅切紙・1通	D-821-1
覚(酉年貸付利金1兩2分余中野村清左衛門分受取) 杉茂兵衛手附下又一(印)→	酉12月晦日	堅切紙・1通	D-821-2
(去亥年差上以後の人別増減書上帳写)	(子年)	美(仮綴)・1冊	D-1028
一札之事(金壺両借用につき) 預り主源助(印)、請人甚吉(印)→十郎次殿 上部虫損	[]6年子3月	堅切継紙・1通	B-248
差上申御請書之事(弟入牢中の飯代を中野郡中代に支払う旨) 魚沼郡結束村百姓久四郎、ほか親類・村役人4名→小高百四郎様、飯原保太郎様 下部欠	子7月	縦継紙・1通	A-207
差上申御請書之事(手鎖村預の者たち御宥免につき改心見届けるべき旨) 当御代官所信州高井郡中野村儀兵衛、市右衛門、彦兵衛、昇之丞→高木清左衛門様御手代奥野林介殿	子12月	縦紙・1通	A-61
次兵衛持高田畑小作入方覚(次兵衛名跡相続につき) 高井郡犬飼村名主文左衛門印、同三左衛門印、同清兵衛印→中野御役所 端裏書「犬飼村次兵衛持高小作入方書付写」、次兵衛兄勘左衛門奥書、中野御役所名跡許可あり	辰11月	堅切継紙・1通	D-959
(品物請取につき偽願書、我意申し募りのこと勘弁願、神代・赤沼地所出入りに関係ないこと、訴訟方傳右衛門に婦村仰せ付けられたいこと願)	午3月12日	縦紙・1通	D-539
覚(天王免受取) 中町組頭助次郎、同武右衛門→名主彦之丞殿	午6月28日	縦紙・1通	A-242

御吟味ニ付申上候書付(大古間村地内の捨物を所役として買請する値段につき) 当御代官所信州高井郡中野村百姓代儀兵衛、組頭善兵衛、名主権之丞→高木清左衛門様御役所	午12月	縦紙・1通	A-63
乍恐以書ヲ奉願上候(牢守交替願) 中野下孫右衛門→中野町御役人中様	申ノ5月日	縦継紙・1通	A-19
請取申金子之事(金20両) 新野村中山五郎右衛門代惣八→渡辺十郎治殿 差出人印に墨消あり	申12月晦日	縦紙・1通	A-149
廻状始村々(壺本木村、越村、上新田村、小沼村、上町、新保村、中野村)	西正月22日出	横切紙・1通	D-537
覚(計金41両余皆済のこと) (善右衛門殿) 控	西4月晦日	縦紙・1通	D-557
覚(盗賊捨品に心当の有無尋) 小林藤之助役所→	西12月	縦紙・1通	A-80
覚(公儀葉草堀人足賃の立替金受取) 彦助、ほか4名→彦之丞殿	亥11月28日	縦紙・1通	A-114
覚(改印届) 新田町長左衛門→名主十郎次様	亥4月21日	切紙・1通	A-172
(祭礼差纏一件の内済関係一札2通の写)		縦紙・1通	A-71
(日蓮宗鈴泉寺惣門再建につき地形土搦願、写) 鈴泉寺日口→		縦紙・1通	A-74
乍恐以書付御日延奉願上候(祭礼日延許可願、下書)		縦紙・1通	A-97
(祭礼規定連印一札、写)		縦紙・1通	A-103
御本山御入峰供奉勸化録 胎藏寺白彦→		帳崩れ・2枚	A-111
差上申拜見証文之事(天保10年の年貢割付状・皆済目録)		縦紙・1通	A-152
乍恐以書付ヲ以奉願上候(定免年季明増米御免願)		縦紙・1通	A-154
(一兩2朱松川村他村々金銭書上)		縦継紙・1通	B-4
(人足割高他ノ38759石8升4合3夕未改め割高書付) 端裏書「未年割高来申年見合入用書付」		縦継紙・1通	B-17
(牢屋絵図) 信州高井郡中野村名主彦之丞→		堅切紙・1通	B-19
申渡覚(飯山領村々国役普請のことなど) 中野御役所→端裏書「被仰渡之写式通」、後欠		堅切紙・1通	B-28
(前文、用水路・飲用水路のことなどに付)		縦継紙・1通	B-29
(湯田中村戸狩屋にて金子紛失一件に付) 31-1~6旧封筒一括		堅切紙・2通	B-31-1
(湯田中村戸狩屋にて金子紛失一件に付、中野村枝郷栗和田村平吉調書)		堅切紙・1通	B-31-2
(湯田中村戸狩屋にて金子紛失一件に付、中野村枝郷栗和田村平吉調書)		堅切紙・1通	B-31-3
(湯田中村戸狩屋にて金子紛失一件に付)		堅切紙・2通	B-31-4
差出申一札之事(菩提寺神代村圓徳寺他へ相頼む証文のこと) 89-1~5は旧封筒一括		縦継紙・1通	B-89-1
乍恐以書付奉願上候(水内郡中尾村百姓数年我俣のみ仕る義に付、村方へ詫入のため、御吟味御宥免願) 五郎兵衛菩提寺水内郡神代村圓徳寺代地中正伝寺圓成(花押)、高井郡中野村名主林右衛門、水内郡赤沼村名主良右衛門、同源右衛門、同郡河原新田村名主治郎左衛門代百姓	享和元年西9月	縦継紙・1通	B-89-2

代茂兵衛、同郡津野村名主小左衛門、高井郡中野村郷宿伊由右衛門、同金兵衛→上野四郎三郎様中野御役所「水内郡中尾村名主五郎左衛門病氣ニ付代俵五郎治」ほか6名の奥書あり			
乍恐以書付奉願上候(中尾村百姓打擲出入一件に付、五郎兵衛我俵仕り村内難儀のこと願)		縦継紙・1通	B-89-3
差出申一札之事(中野村百姓打擲出入一件の節雑用金不払いなど村内へ難渋相懸げに付、詫一札のこと) 水内郡中尾村詫人五郎左衛門、同人俵栄蔵→三役人、惣百姓中	享和元年酉9月	縦継紙・1通	B-89-4
乍恐以書付奉願上候(中尾村百姓打擲出入一件に付、村内難儀のこと願)		縦継紙・1通	B-89-5
差上申済口証文之事(水内郡西条村之内福岡新田御伝馬人足賃錢出入に付、和融内済のこと) 下書、付札あり、取扱注意、115-1~5は旧封筒一括		縦継紙・1通	B-115-1
差上申熟談証文之事(水内郡西条村之内福岡新田御伝馬役人足入用出入りに付、済口証文下書)		縦継紙・1通	B-115-2
差上申済口証文之事(水内郡御伝馬役人足賃錢出入に付、内済のこと) 下書、付札、下札あり		縦継紙・1通	B-115-3
差上申済口証文之事(水内郡御伝馬役人足賃錢出入に付、内済のこと) 下書		縦継紙・1通	B-115-4
差上申済口証文之事(水内郡御伝馬役人足賃錢出入に付、内済のこと) 下書、付札、下札あり	天保3年辰9月	縦継紙・1通	B-115-5
乍恐書付ヲ以奉願上候(高井郡上新田村御用金下渡に付、小前割渡滞り迷惑・催促のこと願案文)		縦継紙・1通	B-124
乍恐以返答書奉申上候(水内郡神代宿百姓持分字堰代地争論一件に付、赤沼村百姓返答書のこと) 継目剥離		縦継紙・2通	B-136
御窺ニ付以書付奉申上候(水内郡神代宿百姓江戸御奉行所へ出訴中野村逗留の砌、御高判写盗難に付窺いのこと) 高井郡中野村名主林右衛門、組頭嘉右衛門→古橋隼人様御役所 138-1~4は旧封筒一括、端裏書「下書」		縦継紙・1通	B-138-1
乍恐以返答書奉申上候(水内郡神代宿百姓中野村逗留の砌、内々差引渡入用口論に付、返答書下書) 古橋隼人御代官所信州高井郡中野返答人名主林右衛門→寺社御奉行所様	文化6年巳4月	縦継紙・1通	B-138-2
乍恐返答書ヲ以奉申上候(水内郡神代宿百姓中野村郷宿方逗留中盗難一件に付、返答書のこと下書) 信州高井郡中野村返答人名主林右衛門、差添右村百姓代岩次郎→寺社御奉行所様		縦継紙・1通	B-138-3
(書状、水内郡神代宿百姓中野村郷宿逗留中盗難一件に付) 高井郡中野村名主林右衛門→古橋隼人様御役所	文化6年巳3月	縦継紙・1通	B-138-4
乍恐乍恐(水内郡神代村出入一件に付、神代村百姓より預り品物江戸寺社奉行所へ差上のこと) 水内郡赤沼村名主伝右衛門代兼百姓庄蔵、高井郡中野村名主代哩兵衛→中野御役所		縦継紙・1通	B-139
乍恐以書付を奉願上候(高井郡上条新田川原湯雇女誘引出シ出入に付願書)		縦継紙・1通	B-158
差上申添口証文之事(水内郡森村名主与右衛門より同村百姓太郎右衛門より善右衛門両人相手取貸金滞り出入につき) 端裏書「追上□うせん 森りと右衛門」、		堅切紙・1通	B-170

奥書「御老君」			
(乍恐御愁訴奉申上候につき) 奥書あり		堅切継紙・1通	B-197-1
乍恐以書付御愁訴奉申上候(京都青蓮院宮様御修理金 名目ニ而貸付候間金銀融通につき) 信州高井郡犬飼 村年寄願人市右衛門、同州同郡中野村名主□右衛門代弟願 人権之丞→矢嶋藤藏様御役所	文政8年酉4月	堅切継紙・1通	B-197-2
乍恐以書付御愁訴奉申上候(京都青蓮院宮様御修理金 名目ニ而貸付候間金銀融通につき) 下書カ		堅切継紙・1通	B-197-3
入置申歎書之事(宮様御名前を請貸付金致候につき) 水内郡拝借人惣代同郡小境村歎人源九郎、右同断同小境村 歎人惣左衛門、右同断本多豊後守様御城下金右衛門→高井 郡中野村名主廣右衛門殿、同郡犬飼村年寄市左衛門殿 下 札あり	文政8年酉3月	堅切継紙・1通	B-197-4
相頼申歎書之事(大借金と相成誠ニ難洪ニ相成につき) 高井郡安田村右拾四ヶ村拝借人惣代伝左衛門、同犬飼村 拝借人惣代市兵衛→中野村名主廣右衛門殿、犬飼村年寄市 左衛門殿	文政8年酉3月	堅切継紙・1通	B-197-4
頼入一札之事(一ヶ年一四ヶ月之利足取返金ニ差詰に つき) 高井郡片塩村与市、同郡安源寺村儀兵衛、中野村 権右衛門、同湯町要右衛門、同廣市、同力藏、上条村幸右 衛門、同平藏、夜間瀬与兵衛親類与市、岩舟村定之丞、同 郡東江都村名主文右衛門、同郡吉田村名主新右衛門、同郡 夜間瀬村名主惣兵衛、同郡七瀬村名主又右衛門、同郡上条 村名主文右衛門、同郡竹原村名主勘左衛門→中野村名主廣 右衛門殿 奥書あり	文政7年申12月	堅切継紙・1通	B-197-4
乍恐以書付御愁訴奉申上候(家業を誠ニ難洪至極仕候 につき)		堅切継紙・1通	B-197-5
乍恐以書付御願奉申上候(諸払方ニ差詰甚以難洪仕候 につき)		堅切継紙・1通	B-198-1
乍恐以書付奉願上候(諸払方ニ差詰甚以難洪仕候間金 子拾三兩致時貸呉候につき) 願人長藏(印)→森親之助 様御役所	天保14年10月	堅切継紙・1通	B-198-2
差上申済口証文之事(高井郡木嶋村照明寺の後住を勝 手に決め、寺所持の物を横領した一件内済に付、済 口証文案文)		切紙・1通	B-208
乍恐以書付奉願上候(魚沼郡寺石村吉祥寺先住登麟和 尚連行につき寺石村百姓五人御吟味願) 下書カ、後 欠カ、願人は「上野四郎三郎御代官所信州水内郡平瀬村百 姓惣助妹願人尼智桂」と「右惣助他出ニ付代親類惣代同断桜 井富左衛門」		堅継紙・1通	B-210
為取替済口証文之事(高井郡新野村百姓林兵衛地所、 法堂院境内地境論事につき) 右村双方名前→ 案、 210と211は紐一括		堅紙・1通	B-211
乍恐以書付ヲ奉願上候(婿養子寺送滞りのため隆谷寺 和尚へ寺送り出すよう仰付願) 案		堅継紙・1通	B-213
乍恐以書附奉願上候(新保村百姓勘左衛門、同村茂左衛 門へ疵為負候一件につき御吟味御猶予願) 写		堅継紙・1通	B-214
奉差上熟談内済証文之事(別家久兵衛に預ヶ置医師周 伯田畑につき内済証文) 本多豊後守城下飯山町医師周 伯後家りは、当御支配所水内郡三才村百姓久之助、同名主 久八、同高井郡中野郷宿権之丞、同同金兵衛、同水内郡上 駒澤村戸隠村扱人吉左衛門、中野村扱人権之丞→中野御役 所 案		堅継紙・1通	B-215-1

乍恐以口上書奉申上候(別家久兵衛に預ヶ置医師周伯田畑につき、久兵衛倅久之助召出願) 写	縦継紙・1通	B-215-2
乍恐以書付奉願上候事(千曲川辺畑川欠之分境引につき御見分御改および立ヶ花村地中御改願) 案、訴訟方は「信州水内郡本多豊後守領分蟹沢村」の村役人、相手方は「同國高井郡小條雄之助様御支配立ヶ花村」の村役人	縦継紙・1通	B-216
差出シ申内済證文之事(高井郡金井村組頭太右衛門屋敷添他屋セき筋道馬通路出入につき) 高井郡金井村長次郎、同村太右衛門→御三人 案	縦紙・1通	B-217
(米大麦出荷差滞につき内済證文) 写、相手・訴訟人・立入人を記した書付あり	縦継紙・1通	B-218
差出申詫一札之事(御組下佐傳次妻家出始末につき) 重左衛門、吉藏、立入人、郷宿与次郎、同清左衛門→亀倉村名主長左衛門殿、佐傳次殿 下書	縦継紙・1通	B-219
差上申済口證文之事(水内郡森村名主与右衛門より同村百姓太郎右衛門、善右衛門両人相手取貸金滞出入奉出訴につき) 写カ	縦継紙・1通	B-220
差上申御請書之事(千原村百姓惣八娘きせ、中野湯町安達屋勇吉方へ飯売下女奉公へ被売につき、惣八願出下ヶ願) 案	縦継紙・1通	B-221
口上書之覚(信州高井郡中野村不動寺住職のこと村内差障につき) 下書、222-2を挟込	縦継紙・1通	B-222-1
差上申済口證文之事(「藤谷八郎兵衛様御郡役所武州都筑郡寺山村百姓長三郎より」) 後欠カ、222-1の内容をまとめた裏書あり	堅切紙・1通	B-222-2
乍恐書付を以御届奉申上候(炭焼竈打崩小屋焼払衣類諸道具等紛失仕候につき)	堅切継紙・1通	B-238
乍恐書付を以御届奉申上候(身上不勝手ニ付上州表酒造奉公人なか家出仕候)	堅切継紙・1通	B-239
高井郡七ヶ巻村百姓友次郎悪党之事	縦継紙・1通	B-241
差上申済口證文之事(高井郡夜間瀬村本郷組実相寺より同村横倉組百姓森右衛門江掛り、天神宮地社木伐取出入につき) 案、継目剥離	縦継紙・1通	B-244-1
差上申済口證文之事(高井郡夜間瀬村本郷組実相寺より同村横倉組百姓森右衛門江相掛、天神宮地社木伐取出入につき) 案カ	縦継紙・1通	B-244-2
差上申済口證文之事(高井郡夜間瀬村本郷組実相寺より同村横倉組百姓森右衛門江相掛、天神宮地社木伐取出入につき) 案	縦継紙・1通	B-244-3
差上申済口證文之事(高井郡夜間瀬村本郷組実相寺より同村横倉組百姓森右衛門江相掛、天神宮地社木伐取出入につき) 写カ	縦継紙・1通	B-244-4
差上申済口證文之事(夫食拝借等之義につき)	堅切継紙・1通	B-245-1
差上申済口證文之事(夫食拝借等之義につき) 下部虫損願一札之事(吉藏打擲出入につき) 村役人吉藏	堅切継紙・1通	B-245-2
(近年村内若者頭杯と申村内若者共江諸々之義申懸難儀につき) 吉藏、文右衛門→竹内平右衛門様御役所前欠、端裏書「五左衛門・松藏・理不尽之振舞ニ而村内難渋之故願書」	堅切継紙・1通	B-246-1
	堅切継紙・1通	B-246-2

渡辺家/中野村名主

口上書(若者色々仇ヲ成シ或ハ田畑ヲ荒し数度之義につき) 高井郡岩舟村小前式脇人惣代林藏、重右衛門、平左衛門、文右衛門→竹内平右衛門様中野御役所	寛政9年巳3月7日	堅切継紙・1通	B-246-3
乍恐以書付奉願上候(中野村清治郎所持仕につき) 中野村清治郎親類病死ニ付字八印、同林右衛門印→ 端裏書「」、奥書あり	巳10月	堅切継紙・1通	B-274-1
借用申酒株一札之事(酒株借用仕候につき) 株借主間長瀬村治郎右衛門(印)、請人同村斧右衛門、立合戸狩村利右衛門(印)→中野町庄助殿	天明4年辰10月	堅切継紙・1通	B-274-2
乍恐以書付奉願上候(酒株借請につき) 高井郡間長瀬村次郎右衛門→〔 〕丸甚五郎様御役所	寛政4年子10月	堅切継紙・1通	B-274-3
(包紙「飯山御倉粉書附写」)		包紙・1通	B-294-1
飯山倉粉請取		横長・1通	B-294-2
取極規定一札之事(薪木伐り取之差留候につき)		堅切継紙・1通	B-298
木嶋平より道法覚(高井郡・水内郡からの道程書上)		堅切継紙・1通	B-307
乍恐以書付奉願上候(高井・水内両郡村々騒動につき) 高井郡中野村郡中代十郎、同伝左衛門、同彦二郎、同清右衛門、同市右衛門→		堅切継紙・1通	B-313
文化十三亥年夜間瀬山牛割(高七項目記載)「文化十三亥年夜間瀬山牛割」の端裏書あり		切紙・1通	B-315
乍恐書付ヲ以奉御御届ヶ申上候(吉田村忠右衛門悴良右衛門儀、小作年貢滞りに付、日延願) 下書か		切紙	B-317
(水内郡権堂村小河屋清治抱女見請候につき)		堅切紙・1通	C-324
乍恐御慈悲奉願上候(村役人御見送り仕候につき) 高井郡中野村名主後権之丞、前百姓代郡中代市右衛門→御役所 端裏書鉛筆書き		堅切紙・1通	C-329
(御代官信州取締等書上)		堅切紙・3通	C-330
乍恐以書付奉願上候(駕籠人足之もの不埒之躰につき)		堅切紙・1通	C-345
(運上之風聞ニても買商人共見合につき) 前後欠		堅切紙・1通	C-352
内済仕候趣意□ニ奉申上候(質物出入内済につき) 端裏書鉛筆書き、		堅切継紙・1通	C-356-1
(代金拾三両銀十二匁質流譲渡につき) 弥惣二組喜平太、十藏、岩藏、善左衛門、右□□、義右衛門→	寛政2年戌11月	堅切紙・1通	C-356-2
(幟竿振廻候処七次郎右之眼江突当につき) 後欠		堅切紙・1通	C-365
(「貸金 飯山政右衛門北大熊藤兵衛 新町□五郎右衛門、三郎右衛門、黒川嘉右衛門」)		包紙・1通	C-368
乍恐書付ヲ以奉願上候(持高皆済勘定につき願書) 下書		堅切紙・1通	C-376
乍恐以書付御詫奉願上候(近村之小供寄集につき)		堅切継紙・1通	C-379
(村方小百姓ヲ勤メ大勢党徒仕村騒動ヲ発シ候につき) 下書		堅切継紙・1通	C-388
(反別書上)		断簡・1枚	C-392
御旅宿日記		横長・1冊	C-395
御用中日記		横長・1冊	C-396

(役所貸付金拝借につき質入田畑書上、下書)	縦紙・1通(2枚)	D-522
(済口証文写の断簡) 中野村郷宿銀八、同新右衛門、組頭林右衛門→壁田村幸右衛門殿、仙助殿、清五郎殿、宋助殿、新左衛門殿、庄右衛門殿	堅切紙・1通(2枚)	D-523
(代官支配替の触達、唐革有無尋の廻状、両者とも写)	縦紙・1枚	D-524
乍恐以書付奉願上候(宗門村送の手続間違い、召捕人は中野村の人別、下書)	縦紙・1通	D-526
(当村地内田畑切添切開の改につき先日提出の帳面で相違ない旨書付) 文書奥に破れ	縦継紙・1通	D-528
(金比羅・善光寺など廻国の上、中野湯町に借家した夫婦の息子が代官察当をうけ、夫婦は新田町へ転居、など書付)	縦紙・1通	D-530
乍恐御書付奉願候(吟味中手鎖村預けの中野村百姓につき、月代摘まし願) 下書	堅切紙・1通	D-531
乍恐以書付奉願上候(中野村小前共夫食差詰り、松代領分の者より米買上のごと申すも、等閑にする、これを田中村六右衛門が代官へ駕籠訴いたし、小前共吟味のごと高免願) 下書	縦継紙・1通	D-532
(中野村名主林右衛門出入の件で、松代城下禪宗触頭長谷寺へ内済願のごと、林右衛門理不尽につき) 下書	縦継紙・1通	D-533
(小田中村百姓茂右衛門新田町喜八跡式に入り、享和2年小布施村神明地家守となり人別除くも、文化11年死去いたし妻子戻りにつき人別入りのこと) 上州口郡大前村御名主中 下書カ	縦紙・1通	D-534
(山論絵図□) 宝田村間屋荒井□右衛門(よりカ)→北八丁堀太神宮前小出平吉様、公用人佐々木丈右衛門 下書	縦継紙・1通	D-536
(月9度の市について、商物持込に代金掛らず却って仇となり市も衰微し歎かわしきこと) 包紙の反古紙使用、上書「上 高井郡中野村」	縦紙・1通	D-538
(天皇祭礼時の見廻りにつき役所宛証文3通の写)	縦紙・1通	D-542
正月十五日御飯米直段書上	切紙・1通	D-543
(郷に入りては郷に従え、など心得書、写)	縦紙・1通	D-544
(役所・役人宅の障子替・窓替など入用書上)	折紙・1通	D-545
(中野村欠落人届2通の写)	縦紙・1通	D-546
(預金・払などの金額書付、含三井より米作宛覚)	切紙・2通	D-549
(貸金額書上) 包紙の紙背を利用	縦紙・1通	D-550
(断簡、差出・宛所のみ) []相手文五郎(印)、同断五左衛門(印)、同郡中野村名主扱人林右衛門(印)、同郡七瀬村名主同断喜右衛門(印)、同郡中野村郷宿同断善右衛門(印)→上野四郎三郎様中野御役所 前欠	縦紙・1通	D-553
乍恐以書付奉願上候(当村百姓西国巡礼中病気につき送り返しくれ候とも、不行届につき勸弁願) 下書	縦継紙・1通	D-554
(本領寺町利左衛門甥養子のごと、川乗廻百姓御免のごとほか□)	縦紙・1通	D-555
乍恐以返答書奉申上候(権之丞使い吉之丞、文政6年所持の田家など売り払うが、請戻しを元金1割無心に	縦継紙・1	D-556

て他の金主は承知すれども、東江部村庄左衛門のみ承知せず理解仰せ付け願			D-561
(中野村名主出府路用金をめぐる相論の訴状、下書) 破損大		縦継紙・1通	D-562
(田畑地番・地積・人名書上)		美・1冊	D-1021
(年貢割付状写、小菅・平林・山根・吉・其綿村分)		1綴	D-1022
(屋根板・大工人足ほか計金24両2歩余書上) 1023~1030は重ねて畳込み一括		半・1冊	D-1023
(講掛金割返し・くじ取ほか計金125両書上)		半・1冊	D-1024
(夜間瀬村本郷計56両余ほか計345両余書上)		美・1冊	D-1027
(半左衛門出奔につき) 伊奈右近将監→御小姓組番頭格関東御郡代伊奈右近為監	3月9日	堅切継紙・1通	B-306
以書付申上候(当村大徳寺一件につき) 片塩村名主伊右衛門(印)、組頭清蔵(印)、百姓代久蔵(印)→中野村御名主林右衛門殿 端裏書鉛筆書き、354-1~2は、紙に包まれている	4月4日	堅切紙・1通	C-354-1
一札之事(片塩村役人より大徳寺相手取につき願書) 高井郡飯田村玄照寺→吉田村作左衛門殿、七瀬村荒右衛門殿、安添寺村要左衛門殿	文化2年丑3月	堅切紙・1通	C-354-2
(八ヶ村用木水揚につき) 中野村名主権之丞(印)→竹原村両組御役人衆中 端裏書「竹原村御名主衆中、中野名主権之丞」	4月17日	堅切紙・1通	C-358
御尋ニ付申上候書付(中野村役人出穀額、合年50俵) 高井郡中野村名主傳右衛門、組頭彦兵衛、同林右衛門、百姓代市右衛門→河尻甚五郎様御役所		堅紙・1通	A-166
覚(七蔵へ田畑20石余分地につき届) 幸之助→名主林右衛門殿	申2月	縦継紙・1通	A-199
旅宿江戸神田河井新石町甲府屋太七雑用名細請取書(代金受取綴)		綴り・1綴	A-223
(北信濃道程略図)		堅紙・1枚	A-229
村規定取極一札之事(触遵守・質素儉約など) 下書		縦継紙・1通	A-246
一札之事(此度代官所預所組込のため、諸御用向并年貢上納金の儀に付、お頼みのこと) 佐久郡前合村名主又左衛門(印)、同郡香坂村七郎右衛門(印)、同郡内山村名主又左衛門(印)、同郡同村名主次郎左衛門(印)、同郡清川村名主喜兵衛(印)、同郡上中込村庄屋権右衛門(印)→中野村郡中代衆中 虫損あり	安永7年戊正月	縦継紙・1通	B-6
乍恐書付ヲ以奉願上候(江戸勸進相撲執行に付、郡内取締など不調法のこと御高免願) 水内郡小沼村名主清兵衛、組頭彦右衛門、百姓代佐左衛門、百姓平兵衛、同久左衛門、同藤助、同茂吉、同作左衛門、政右衛門、幸右衛門、次郎右衛門、五郎右衛門、幸三郎、新蔵、権左衛門、為次郎、林右衛門、彦兵衛、源助→竹内平右衛門様中野御役所	辰9月2日	縦継紙・1通	B-10
(来る正月四日代官目通りのこと廻状) 名主権之丞(印)→法運寺、常楽寺、如法寺、鈴泉寺、連光寺 端裏書「廻状」	卯2月29日	縦継紙・1通	B-15
(高井・水内郡村々百姓貯穀の儀に付) 高井・水内郡	酉10月	堅切紙・1通	B-18

村々役人→中野御役所			
乍恐以書付奉願上候(店賃金滞りに付、野坂田村百姓へ店明渡仰せ渡しのこと願) 高井郡中野村願人元右衛門→臼井吉之丞様御役所	安永7年戌2月	縦継紙・1通	B-49
覚(一當酉年宗門人別帳3冊他諸帳面預かり証文のこと) 下木嶋村東組名主弥五郎(印)、西組名主七郎右衛門(印)→中野村名主林右衛門殿、郡中代源太左衛門殿	酉3月26日	縦継紙・1通	B-86
済口証文之事(上木嶋村百姓訴訟に付、自今惣百姓中相對の上夫錢割合のこと) 上木嶋村名主惣右衛門(印)→中野町彦右衛門殿	戌4月9日	切紙・1通	B-99
差上申済口証文之事(貸金返済滞出入に付、和談内済のこと) 牟礼村浅右衛門(印)、野尻村伝右衛門(印)、同村市右衛門(印)、牟礼村平三郎(印)→中野村名主林右衛門殿、郷宿弥五右衛門殿 上野四郎三郎役所宛済口証文写あり	子11月	縦継紙・1通	B-102
乍恐以返答書奉願上候(高井郡中野村・真田伊豆守領分埴科郡松代町川船会所貸付金引当の地所質地出入に付、委細の始末口上) 大原四郎右衛門御代官所信州高井郡中野村組頭彦兵衛頼二付、代兼組頭彦之丞→御評定所 控、「外二右御懸り寺社御奉行所様江一通差上ル」書込あり	文政11年子6月	縦継紙・1通	B-157
(水内郡神代宿一件につき)		堅切紙・1通	C-328
覚(初御払につき) 中條次右衛門(印)→	午10月	堅切紙・1通	C-335
覚(金請取証文につき) →中野林右衛門殿	寅12月22日	堅切紙・1通	C-337
口上書之御事(新保村藤兵衛御訴訟申上候につき) 小沼村小兵衛(印)→御役所様	亥12月	堅切紙・1通	C-355
(酒狂之上脇差を以手疵候につき)		堅切継紙・1通	C-372
(代官通行につき出来人足書上) 水内郡大倉崎村名主林蔵→	酉11月	堅切紙・1通	C-374
覚(御年貢江戸江差立候につき)	酉正月	堅切紙・1通	C-378
古御林帳写	寅3月	縦帳・1通	C-382
御代官様御宿覚	寅9月19日	横長・1冊	C-394
当亥役永取立帳 中野村名主重郎次→	安永8年12月	縦長・1冊	C-408
差上申拝見証文之事(文政八年の年貢割付状・皆済目録拝見に付) 高井郡新保村名主幸左衛門・同断惣左衛門・組頭弥五兵衛・百姓代宇右衛門・千代左衛門ほか116名→大原四郎右衛門様中野御役所	文政9年戌4月	横半・1冊	1160
乍恐以書付御届奉申上候(中野村重右衛門帰村に付) 中野村名主権之丞→中野御役所	天保10年亥6月	堅切紙・1通	1173
乍恐以書付奉願上候(調書落丁のため、不相当の金子支払いに付、訂正願) 高井郡中野村百姓直助(印)・同郡松川村親族安右衛門(印)→森八左衛門様中野御役所 中野村名主権之丞の奥書・奥印あり。	弘化2年巳	堅切継紙・1通	1194

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
送り状			
送り証文之事(名跡ニ指越) 高井郡大嶋村名主伴藏→中野村御名主中様	安永9年子3月	縦紙・1通	A-56-1
送り証文之事(跡目江引越) 水内郡替佐内裕村組頭市右衛門→中野村名主彦之丞様 56-2~10はこよりで一綴り	享保17年子10月日	縦紙・1通	A-56-2
送り証文之事(引越) 佐野村名主七郎左衛門→中野村名主彦之丞殿	享保18年丑2月	縦紙・1通	A-56-3
覚(跡目江引越) 替佐村庄屋兵右衛門→中野村名主彦之丞殿	子10月	縦紙・1通	A-56-4
覚(引越) 替佐村庄屋兵右衛門→中野村名主彦之丞殿	丑3月	縦紙・1通	A-56-5
送り証文之事(引越) 高井郡草間村名主源左衛門→高井郡中野村御名主重郎次殿	安永7年戌2月	縦紙・1通	A-56-6
覚(引越) 水内郡替佐村庄屋兵右衛門→高井郡中野町御名主中	安永7年戌2月	縦紙・1通	A-56-7
送証文之事(養子) 瀬原田村名主善重郎→中野村御名主重郎次殿	安永8年亥2月	縦紙・1通	A-56-8
送状之事(引越) 井上村名主仮役甚右衛門→高井郡中野村御名主中	安永8年亥2月	縦紙・1通	A-56-9
送一札之事(婿養子) 小沼村松城領名主傳八→中野町御名主十郎治殿 上半部欠	天明2寅ノ3月	縦紙・1通	A-56-10
送一札(女房縁付) 高井郡越村名主五右衛門→中野御名主衆中 54-1-1~27は綴紐で一括	文政2年卯3月日	縦紙・1通	A-54-1-1
送り状之事(引越) 善光寺新町庄屋平十郎→中野名主広右衛門	文政2己卯年12月	縦紙・1通	A-54-1-2
送り状之事(養子) 松代紙屋町名主戸作→中野西町御役人衆中	文政3年辰2月	縦紙・1通	A-54-1-3
村送一札之事(婿縁付) 笠倉村庄屋斧右衛門→中野町名主広右衛門様	文政4年巳2月	縦紙・1通	A-54-1-4
村送一札之事(女房縁付) 水内郡北永江村庄屋長三郎→高井郡中野町御名主中	文政3年辰2月	縦紙・1通	A-54-1-5
村送一札之事(養子) 高井郡西江部村名主五左衛門→中野村御名主広右衛門	文政3辰3月	縦紙・1通	A-54-1-6
送一札之事(婿名跡) 水内郡蟹沢村庄や喜惣治→高井郡中野村御名主中	文政4巳年2月	縦紙・1通	A-54-1-7
送一札之事(座頭婿養子) 中山田村名主源左衛門→中野町御名主中	文政5午年3月	縦紙・1通	A-54-1-8
村送一札(親類方へ引越) 水内郡替佐村庄屋六右衛門→高井郡中野村名主広右衛門殿	文政5午3月	縦紙・1通	A-54-1-9
送一札之事(名跡相続) 水内郡替佐村庄屋六右衛門→高井郡中野町御名主中	文政6未2月	縦紙・1通	A-54-1-10
送一札之事(家内五人引越渡世) 同郡井上村名主勘左衛門→同郡中野村御名主広右衛門殿	文政6未年3月	縦紙・1通	A-54-1-11
送一札之事(名跡相続) 高井郡竹原村上組名主茂右衛門→中野村御名主衆中様	文政6未2月6日	縦紙・1通	A-54-1-12

送り一札之事(女房縁付) (夜間瀬村)前坂組名主八右衛門→中野村名主広右衛門様	文政6癸未年2月日	縦紙・1通	A-54-1-13
村送り一札(女房縁付) 水内郡穴田村庄屋円蔵→高井郡中野西町名主広右衛門殿	文政6未2月日	縦紙・1通	A-54-1-14
送り一札之事(引越) 水内郡飯山新町庄屋平八→高井郡中野村名主広右衛門殿	文政8酉2月	縦紙・1通	A-54-1-15
送り一札之事(縁付) 高井郡小沼村名主彦右衛門→中野町御名主広右衛門殿	文政9戌年3月	縦紙・1通	A-54-1-16
村送証文之事(其村百姓に成度) 高井郡安源寺村名主要左衛門→同郡中野村御名主広右衛門殿	文政9年戌4月	縦紙・1通	A-54-1-17
送り証文之事(養子縁付) 水内郡静間村庄屋治郎右衛門→高井郡中野町名主広右衛門	文政10年亥2月	縦紙・1通	A-54-1-18
送り一札之事(名跡相続) 水内郡飯山領分戸狩村庄屋治郎衛門→高井郡中野町名主広右衛門殿	文政10年亥3月日	縦紙・1通	A-54-1-19
送り一札之事(婿養子) 越後国頸城郡高田出雲町名主西沢助作→信州高井郡中野村庄屋衆中	文政10亥年2月	縦紙・1通	A-54-1-20
送り状之事(養子) 善光寺西町庄屋彦右衛門→中野西町名主広右衛門殿	文政10丁亥年3月	縦紙・1通	A-54-1-21
村送一札之事(女房縁付) 町川田村名主儀右衛門→中野町御役人衆中様	文政10亥年10月	縦紙・1通	A-54-1-22
送り一札之事(婿養子) 松代御領吉田村名主嘉兵衛→中野御支配所新田町御役人衆中	文政11子年2月	縦紙・1通	A-54-1-23
村送り一札之事(婿名跡) 水内郡替佐村庄屋太右衛門→高井郡中野村名主広右衛門殿	文政12丑年	縦紙・1通	A-54-1-24
村送り一札之事(新田町屋敷譲り受け家作につき) 茂右衛門新田庄や利左衛門→中野御名主広右衛門様	文政12丑2月日	縦紙・1通	A-54-1-25
村送り一札之事(引越) 水内郡蓮村庄屋平吉→高井郡中野村名主広右衛門殿	文政13年寅2月	縦紙・1通	A-54-1-26
送り章之事(婿養子) 真田伊豆守領分高井郡佐野村名主吉右衛門→井上五郎左衛門様御代官所同郡中野村御名主衆中	文政13寅年正月	縦紙・1通	A-54-1-27
送り一札之事(借宅) 同御支配□村名主銀蔵→中野村御役主中	文政5年午7月	縦紙・1通	A-54-2
一札之事(其村方へ罷越) 小田中村重右衛門→中野村御名主広右衛門様	文政5年午3月	縦紙・1通	A-54-3
送り一札之事(引越) 水内郡飯山新町庄屋平八→高井郡中野村名主広右衛門殿	文政8年酉2月	縦紙・1通	A-54-4
送り一札之事(引越) 高井郡松川村名主和吉→同郡中野御名主広右衛門殿	文政10年亥2月	縦紙・1通	A-54-5
村送り一札之事(引越) 須ヶ川村名主利七→中野村御名主広右衛門様	文政13年寅3月	縦紙・1通	A-54-6
村送一札之事(女房縁付) 高井郡大俣村名主惣七→同郡中野村御名主様	文政10年亥3月	縦紙・1通	A-54-7
村送り証文之事(後家名跡) 水内郡法寺村庄屋伊右衛門→高井郡中野町名主広右衛門殿	文政4年巳4月	縦紙・1通	A-54-8
村送り一札之事(女房縁付) 水内郡蓮村庄屋平吉→高井郡中野村御名主中	文政9年戌正月	縦紙・1通	A-54-9

渡辺家/中野村名主/送り状

村送一札之事(離縁差戻し) 水内郡飯山新町庄屋平八→高井郡中野村名主広右衛門殿	文政6未年正月	縦紙・1通	A-54-10
送一札之事(引越) 寒沢村名主庄助→中野村御名主中	文政11年子3月	縦紙・1通	A-54-11
一札之事(半兵衛名跡へ夫婦諸共に縁付) 水内郡小境新田庄屋長右衛門→中野村西町広右衛門殿	文政2年卯2月	縦紙・1通	A-54-12
差出申一札之事(尻付良七のみな跡相続につき) 中町九郎左衛門、良七→御役人中様	文政2年卯閏4月	縦紙・1通	A-181
差出申一札之事(もと宅での不埒一件内々聞済願) 新田町徳松店もと、家主徳松、ほか組合惣代3名→町御役人中	文政2卯年閏4月27日	縦紙・1通	A-69
村送一札之事(女房縁付) 真田信濃守御預所信州高井郡桜沢村名主藤牧口藤太→小林藤之助様御支配所同郡中野村御名主衆中	天保9戌年3月	縦紙・1通	A-55-1
送り一札之事(取極につき) 更科村月宮院→中野蓮光寺	文化9申3月	縦紙・1通	A-55-2
村送り一札之事(稼のため引越) 水内郡蓮村庄屋平吉→高井郡中野町御名主広右衛門殿	天保3年辰2月	縦紙・1通	A-55-3
村送り一札之事(清右衛門店借宅) 夜間瀬村名主彦太夫→中野村御役人中様	天保8年酉4月日	縦紙・1通	A-55-4
送証文之事(渡世のため新町上野殿店に借宅) 高井郡間山村店借主新五右衛門、ほか3名→中野村御名主広右衛門殿	天保8年酉4月	縦紙・1通	A-55-5
送一札之事(借店) 水内郡野部(尻カ)村名主重三郎、借店入仙松→中野村広右衛門殿	天保8年酉5月	縦紙・1通	A-55-6
村送り之事(渡世のため) 高井郡間山村名主重郎右衛門→同郡中野村御名主広右衛門殿	天保2卯年3月	縦紙・1通	A-55-7
一札之事(稼ぎのため借宅) 松川村名主平作→中野御名主権之丞殿 55-8~11は畳み込み	天保12丑年2月	縦紙・1通	A-55-8
村送一札之事(養女) 東江部村名主理右衛門→中野村御名主中	天保12丑年7月	縦紙・1通	A-55-9
送一札之事(女房縁付) 水内郡飯山肴町名主孫左衛門→高井郡中野西町庄屋権之丞殿	天保12年丑2月	縦紙・1通	A-55-10
村送一札之事(借地) 小田中村上組名主文兵衛→中野御名主衆中 端裏書「不用也」	天保12丑年2月日	縦紙・1通	A-55-11
送り一札之事(婿養子) 堀内藏頭領分綿内村岩崎組庄屋佐戸八→森親之助様中野御陣屋下御役人衆中	天保15辰年12月	縦紙・1通	A-55-12
村送り一札之事(女房縁付) 上条村名主徳兵衛→中野村御名主衆中	天保15辰3月	縦紙・1通	A-55-13
村送り一札之事(夫婦で弥八名跡に縁付) 高井郡壁田村名主庄兵衛→中野村御名主権之丞殿	天保15辰年正月29日	縦紙・1通	A-55-14
村送り一札之事 蓮村名主七左衛門→中野村名主権之丞殿	天保11年子2月	縦紙・1通	A-55-15
村送一札之事(元七名跡) 高井郡若宮村名主駒吉→中野村御名主中	天保15辰年3月	縦紙・1通	A-55-16
送一札之事(引越) 須坂町名主小田切菊右衛門→中野町御名主渡辺権之丞殿	天保10亥年11月	縦紙・1通	A-55-17
送り状之事(為名跡引越) 権堂村名主善左衛門→中野御名主広右衛門殿 18~33はこよりで一綴り	天保2卯年3月	縦紙・1通	A-55-18

覚(婿名跡縁付) 壁田村名主庄左衛門→中野村御名主中	天保2卯年2月	縦紙・1通	A-55-19
村送一札之事(其元ニ而御賞請) 袖之山村名主与右衛門 →中野御名主広右衛門様	天保2卯年3月	縦紙・1通	A-55-20
村送一札之事(女房縁付) 高井郡西江部村名主只右衛門 →中野村御名主広右衛門殿	天保3辰年2月	縦紙・1通	A-55-21
村送一札之事(娘を名主広右衛門殿方江娘分ニ差遣し) 小田中村名主代組頭清左衛門→中野村御名主衆中	天保3辰年2月	縦紙・1通	A-55-22
送状一札之事(引越) 善光寺町桜小路庄屋代忠兵衛→中野 町名主広右衛門殿	天保4巳年正月	縦紙・1通	A-55-23
送り一札之事(女房縁付) 高井郡間山村名主重郎右衛門 →同郡中野村御名主広右衛門殿	天保4巳年3月	縦紙・1通	A-55-24
送り一札之事(女房縁付) 飯山愛宕町名主甚兵衛→中野 新町御役人中	天保5年午2月	縦紙・1通	A-55-25
送り一札之事(夫婦ともに縁付) 高田領名立谷折居村庄 屋勘吉→信州中野西町御役人中	天保5午年10月	縦紙・1通	A-55-26
人別送り書之事(引越) 善光寺立町庄屋水嶋広右衛門→ 中野村御名主広右衛門殿	天保5午年2月	縦紙・1通	A-55-27
村送り一札之事(引越) 立ヶ花村名主良八→中野村名主 広右衛門殿	天保7甲年8月	縦紙・1通	A-55-28
村送り一札之事(娘縁女に罷越) 須坂領小嶋村名主休太 夫→中野町御名主広右衛門殿	天保7甲年2月	縦紙・1通	A-55-29
村送一札之事(借家にて渡世) 高井郡夜間瀬村之内須ヶ 川組名主六弥→同郡中野村御名主中	天保8酉ノ5月	縦紙・1通	A-55-30
村送り一札之事(借家江引越) 水内郡布野村又右衛門、 名主惣左衛門→高井郡中野中町要右衛門殿	天保8年酉3月	縦紙・1通	A-55-31
村送り一札之事(男縁付) 水内郡戸隠新田名主佐七→中 野御名主広右衛門殿	天保8年酉3月	縦紙・1通	A-55-32
村送一札之事(借家にて大工渡世) 高井郡間山村名主作 出二付組頭代兼又右衛門→中野村御名主中	天保8酉年3月	縦紙・1通	A-55-33
村送一札之事(養子縁付) 湯田中村名主六右衛門→中野 村御役人中	天保9戌年3月	縦紙・1通	A-55-34
村送り一札(井加屋へ厄介) 水内郡茂右衛門新田庄屋名 左衛門→高井郡中野村御名主中	天保10亥年11月	縦紙・1通	A-55-35
村送り一札之事(女房縁付) 水内郡赤塩村庄屋四郎右衛 門→高井郡中野村御役人衆中	天保10亥年2月	縦紙・1通	A-55-36
送り一札之事(借家) 新保村名主与兵衛→中野村御役人中 様 宛所部分の紙継に異常あり	天保12年丑2月	縦紙・1通	A-55-37
送り一札(跡式養子) 飯山新町組頭吉五郎→中野西町庄屋 権之丞殿	天保11年子2月	縦紙・1通	A-55-38
差出シ申候一札之事(借家) 壁田村名主庄兵衛→中野村 御名主権之丞殿 端裏に縦の線と「不用」の文字あり	天保12年丑3月	縦紙・1通	A-55-39
差出一札之事(借家) 夜間瀬村之内須ヶ川組名主要蔵→中 野村御名主中 端裏に「不用」	天保12丑年2月21日	縦紙・1通	A-55-40
差出申一札之事(西条村で年季奉公中の上条村百姓娘 と中野村百姓方厄介の中嶋村百姓娘の諍いにつき) 水内郡中嶋村七郎次娘当人すま、中野村引請人と七→中 野村・西条村・上条村御村役人衆中	天保12丑年3月	縦紙・1通	A-55-41

渡辺家/中野村名主/送り状

村送一札(名跡罷越) 堀出雲守領分高井郡六川村名主善六郎→北條雄之助様御代官所同郡中野村御名主権之丞殿	天保12辛丑年正月	縦紙・1通	A-55-42
村送一札之事(女房縁付) 高井郡大俣村名主惣七→中野村御名主中様	天保13寅年2月	縦紙・1通	A-55-43
送一札之事(女房縁付) 水内郡飯山肴町名主孫右衛門→高井郡中野西町庄屋権之丞殿	天保13年寅2月	縦紙・1通	A-55-44
村送り一札之事(縁女) 飯山領蟹沢村庄屋与四郎→高井郡中野村名主権之丞殿	天保13年寅3月	縦紙・1通	A-55-45
村送り一札(八十吉家内江御加被下度) 替佐村庄屋宇右衛門→中野町名主権之丞殿	天保14卯3月	縦紙・1通	A-55-46
送り一札(子連のきそが女房縁付) 高井郡竹原村名主紺右衛門→中野村名主権之丞殿	天保14卯年正月	縦紙・1通	A-55-47
一札之事(女房縁付) 右(安源寺村名主)要左衛門→中野御名主中	天保14卯年2月	縦紙・1通	A-55-48
村送り(名跡ニ差遣) 水内郡蓮村庄や五郎吉→中野村庄屋広右衛門殿	天保7年申2月	縦紙・1通	A-55-49
差上申村送一札之事(中野住居) 高井郡岩井村名主武七→中野村御名主中、御役人中	天保8酉3月	縦紙・1通	A-55-50
村送り一札之事(女房とも勘右衛門方へ罷越渡世) 高井郡間山村名主重郎右衛門→中野村御名主広右衛門殿	天保2年卯3月	縦紙・1通	A-55-51
村送り一札之事(引越) 高井郡更科村名主伊右衛門→同郡中野村御名主広右衛門殿	天保5年午3月	縦紙・1通	A-55-52
送一札之事(引越) 奥山田村名主考之助→中野村御名主中	天保8酉年3月	縦紙・1通	A-55-53
村送り(静間村蓮行寺旦那女) 水内郡蓮村庄や五郎左衛門→高井郡安源寺村庄屋要左衛門殿	天保6未年3月	縦紙・1通	A-122-1
村送一札之事(杓野村温泉寺旦那しか) 戸狩村名主三郎兵衛→栗和田村御役人中	弘化3年午正月	縦紙・1通	A-122-2
村送り返札之事 松代領更級郡志川村名主作左衛門→御代官森八郎左衛門様御支配所高井郡中野村御名主権之丞殿	天保15辰年12月	縦紙・1通	A-132-1
送り書請取之事(下書)	天保7申年2月	縦紙・1通	A-132-2
寺送一札之事(高井郡中野村かめ儀今般中野村廣右衛門方縁付に付、改寺のこと) 赤岩村正源寺(印)→中野村常末寺 3-1~2旧封筒一括	天保9年戌3月	縦切紙・1通	B-3-1
送り一札(桜沢村五兵衛妹ふよ今般中野村新藏方縁付に付、改寺のこと) 小見村西證寺→中野法恩寺	天保9年戌3月	縦切紙・1通	B-3-2
借屋一札之事 蓮村名主七右衛門→中野村名主権之丞殿	天保11年子2月	縦紙・1通	A-135-1
差出申一札之事(借屋送状) 本多豊後守様御城下神明町組頭源七→高井郡中野村名主権之丞殿	天保12年丑3月	縦紙・1通	A-135-2
差出申一札之事(借屋送状) 水内郡荒瀬原村庄屋喜代八→高井郡松川村御名主衆中	天保13年3月日	縦紙・1通	A-135-3
借屋送り一札 高井郡小田中村名主林右衛門→同郡中野御名主中	天保12丑年9月21日	縦紙・1通	A-135-4
借屋送り一札之事 飯山本町名主浦野要左衛門→御名主衆中	天保14年卯12月	縦紙・1通	A-135-5
借屋送り一札之事 飯山領替佐村庄屋宇右衛門→中野町名主権之丞殿	弘化3年8月	縦紙・1通	A-135-6